

令和3年度香川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び香川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第22号）第4条の規定に基づき、令和3年度の香川県後期高齢者医療広域連合の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和4年8月31日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

I 職員の任免及び職員数に関すること

1 職員の任免

本広域連合の職員は、地方自治法第252条の17の規定により、全て香川県内の構成市町から派遣されているため、職員の採用や退職などの任免については、派遣元の市町で行われており、本広域連合では行っていません。

定員は、香川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例により、25人となっています。

また、会計管理者には、高松市会計管理者が任命されています。

2 職員数

(1) 職員数の状況（単位：人）

| 令和3年 4月1日現在 | 令和2年 4月1日現在 | 対前年 増減数 |
|----------------|----------------|------------|
| 22 [25] | 22 [25] | 0 [0] |

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員を除いています。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 派遣元ごとの職員数（令和3年4月1日現在 単位：人）

| 市町名 | 高松市 | 丸亀市 | 坂出市 | 善通寺市 | 観音寺市 | さぬき市 | 東かがわ市 | 三豊市 | 土庄町 | 小豆島町 | 三木町 | 宇多津町 | 綾川町 | 琴平町 | 多度津町 | まんのう町 | 直島町 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-------|-----|-----|------|-----|------|-----|-----|------|-------|-----|----|
| 職員数 | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 22 |

(3) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在 単位：人）

| 区分 | 20歳 未満 | 20歳 ～ 23歳 | 24歳 ～ 27歳 | 28歳 ～ 31歳 | 32歳 ～ 35歳 | 36歳 ～ 39歳 | 40歳 ～ 43歳 | 44歳 ～ 47歳 | 48歳 ～ 51歳 | 52歳 ～ 55歳 | 56歳 ～ 59歳 | 60歳 以上 | 計 |
|----|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|----|
| 男 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 | 4 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 14 |
| 女 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 8 |
| 計 | 0 | 0 | 3 | 0 | 4 | 6 | 1 | 1 | 3 | 2 | 2 | 0 | 22 |

(4) 職員数適正化計画の数値目標及び進捗状況

(ア) 職員数適正化目標（数：率）

| 計画期間 | | 数 値 目 標 |
|-----------|-----------|---------|
| 始 期 | 終 期 | |
| 平成31年4月1日 | 令和6年3月31日 | 2人 |

(イ) 令和3年4月1日現在における職員数の数値目標

目標とする職員数は、本広域連合の諸問題に対応できる体制を構築するため、平成30年4月1日時点の職員数20人を基準とし、非常勤嘱託職員が担っている業務の一部を正規職員化する。

なお、国の制度改正等、今後にわたって業務量等については不透明な部分も多いことから、必要に応じて、適宜見直しを図るものとする。

(参考表)

| | 現行人数 | 計画期間内の目標人数 | 増減数 |
|------------------------|------|------------|-----|
| 派遣職員A | 22 | 22 | 0 |
| 非常勤嘱託職員B (会計年度任用職員) | 5 | 4 | 1 |
| 合計(A+B) | 27 | 26 | 1 |

(ウ) 職員数適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

| 部門 | 区分 | H30年 計画前年 | R元年 1年目 | R2年 2年目 | R3年 3年目 | R4年 4年目 | R5 5年目 | R元年～R5年 (計) | (参考) 数値目標 |
|-----|------|--------------|------------|------------|------------|------------|-----------|----------------|--------------|
| | 一般行政 | 減 員 | | | | | | | |
| 増 員 | | | | 2 | | | | 2 | |
| 差 引 | | | 0 | 2 | 0 | | | 2 | 2 (100%) |
| 職員数 | | 20 | 20 | 22 | 22 | | | | 22 |

(注) 1 計画期間は、令和元年～令和5年度の5年間です。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

3 非常勤嘱託職員（会計年度任用職員）は、週30時間の勤務時間数です。

II 職員の人事評価に関すること

人事評価とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、任命権者は、職員の執務について定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければなりません（地方公務員法第6条第1項、第23条の2第1項、第23条の3）。なお、人事評価については、市町派遣職員は派遣元市町で、会計年度任用職員は当広域連合で実施しております。

III 職員の給与に関すること

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

| 区 分 | 歳 出 額 A | 実質収支 | 人 件 費 B | 人件費率 B/A |
|-------|---------------|--------------|---------------|-------------|
| 令和3年度 | 千円 594,476 | 千円 76,119 | 千円 179,449 | % 30.19 |

(注) ※人件費には、議員報酬、委員等報酬、共済費等のほか、市町負担金（人件費相当分）を含みます。

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

| 区 分 | 職員数 | 給 与 費 | | | |
|-------|--------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 |
| 令和3年度 | 人 2 | 千円 9,239 | 千円 3,058 | 千円 4,113 | 千円 16,410 |

(注) 1 職員数は、令和3年4月1日現在の丸亀市からの派遣職員の人数です。

2 職員手当には、退職手当を含みません。

3 職員手当3,058千円のうち1,252千円は、派遣職員22人の時間外勤務手当です。

(3) 給与改定の状況

| 改定の項目 | 改定内容 | 改定期日 |
|-------|--|--------|
| 期末手当 | 令和4年以降の期末手当の支給割合を変更 (再任用職員以外の職員) 0.075月分引き下げ | 令和4年4月 |

2 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

一般行政職

| 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-------|----------|----------|
| 50歳5月 | 384,937円 | 393,371円 |

(注) 1 「平均年齢」とは、令和3年4月1日現在における全職員の年齢の平均です。

2 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における丸亀市からの派遣職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、丸亀市からの派遣職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当、地域手当などのすべての諸手当の額を合計したものの平均月額であり、期末・勤勉手当は含まれていません。

3 職員の手当の状況

(1) 時間外勤務手当

| | |
|----------------------|------------|
| 支給実績（令和3年度決算） | 1,251,631円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和3年度） | 69,535円 |

(注) 職員1人当たり平均支給年額は、管理職手当を支給されている4人を除く18人の平均です。

(2) その他の手当

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 支給実績 (令和3年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算) |
|-------|---|-------------------|----------------------------------|
| 地域手当 | 給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の6の割合を乗じて得た額 | 595,566円 | 297,783円 |
| 住居手当 | 最高支給限度額 27,000円 | 0円 | 0円 |
| 通勤手当 | 最高支給限度額 55,000円 | 402,960円 | 201,480円 |
| 管理職手当 | 最高支給限度額 給料の月額の100分の25 | 567,600円 | 283,800円 |
| 期末手当 | 6月期 1.275月分 12月期 1.275月分 職制上の段階、職務の級等による 加算措置有 | 2,368,146円 | 1,184,073円 |
| 勤勉手当 | 6月期 0.95月分 12月期 0.95月分 職制上の段階、職務の級等による 加算措置有 | 1,744,360円 | 872,180円 |

(注) 手当の内容及び支給額については、派遣協定書により、派遣元の規定に基づきます。

4 特別職の報酬の状況（令和3年4月1日現在）

| 区 分 | | 報酬年額 |
|--------|--------|---------|
| 報 酬 | 広域連合長 | 50,000円 |
| | 副広域連合長 | 30,000円 |
| | 議 長 | 30,000円 |
| | 副 議 長 | 20,000円 |
| | 議 員 | 20,000円 |

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

1 勤務時間（令和3年4月1日現在）

| | |
|-------------|------------------------|
| 開始時刻 | 8時30分 |
| 終了時刻 | 17時15分 |
| 休憩時間 | 60分 (12時00分～13時00分) |
| 週休日 | 土曜日、日曜日 |
| 1週間の正規の勤務時間 | 38時間45分 |

(注) 1 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれません。（地方公務員の場合は、労働基準法第34条の規定により、労働時間が6時間を超える場合に、少なくとも45分の休憩時間を与えなければならないこととなっています。）

2 休息時間は、一定時間の勤務を続けた場合の疲労を回復し、公務能率の増進を図ることを目的として、おおむね4時間の連続する正規の勤務時間ごとに15分置かれ、正規の勤務時間に含まれます。

2 その他の勤務条件

(1) 休暇（令和3年4月1日現在）

| 休暇の種類 | | 事由 | 期間 | 給料 |
|--------|------------|--------------------------------|---------------------------|----|
| 年次有給休暇 | | 一の年ごとにおける休暇 | 年20日 | 有給 |
| 病気休暇 | | 負傷又は疾病のため療養する必要がある場合 | 公務上の傷病の場合3年 私傷病の場合180日 | 有給 |
| 特別休暇 | 裁判員等としての出頭 | 裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署等へ出頭する場合 | 必要と認められる期間又は時間 | 有給 |
| | 選挙権等の行使 | 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 | 必要と認められる期間又は時間 | 有給 |

| 休暇の種類 | 事 由 | 期 間 | 給料 |
|-------------|--|---|----|
| ボランティア休暇 | 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 | 一の年に5日以内 | 有給 |
| 結婚休暇 | 結婚する場合 | 広域連合長が定める期間内で7日以内 | 有給 |
| 産前休暇 | 8週間以内に出産する予定である場合 | 出産予定の女性職員が届け出た期間 | 有給 |
| 産後休暇 | 女子職員が出産した場合 | 8週間 | 有給 |
| 子の看護のための休暇 | 小学生以下の子を養育する職員が、その子の看護をする場合 | 一の年において5日（対象となる小学生以下の子が2人以上の場合は10日、3人以上の場合は12日）の範囲内の期間又は時間 | 有給 |
| 家族の看護のための休暇 | 要介護状態にある家族の介護その他の世話を行う場合 | 一の年において5日（対象となる家族が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間又は時間 | 有給 |
| 忌引休暇 | 親族が死亡した場合 | 配偶者が死亡した場合（10日以内） 父母又は養父母が死亡した場合（血族7日以内、姻族5日以内） 子が死亡した場合（血族7日以内、姻族3日以内） 祖父母又は兄弟姉妹が死亡した場合（血族3日以内、姻族1日以内） おじ又はおばが死亡した場合（1日） 孫が死亡した場合（1日） | 有給 |
| 介護休暇 | 配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により、日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合 | 必要と認められる期間 | 無給 |

(注) 休暇の事由及び期間については、派遣協定書により、派遣元の規定に基づきます。

ここでは高松市からの派遣職員の例について記載しています。

V 職員の休業に関すること

休業制度（令和3年4月1日現在）

| 種類 | 事由 | 期間 | 給料 |
|------|-----------------|--|----|
| 育児休業 | 3歳に満たない子を養育する職員 | 子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間 | 無給 |
| 部分休業 | | 1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間 | 無給 |

VI 職員の分限及び懲戒処分に関すること

1 分限処分の状況（令和3年度）

| 内容 | 人数 |
|-------------|----|
| 降任、免職、休職、降給 | 0人 |

2 懲戒処分の状況（令和3年度）

| 内容 | 人数 |
|-------------|----|
| 戒告、減給、停職、免職 | 0人 |

VII 職員の服務に関すること

営利企業等従事許可の状況（令和3年度）

| 内容 | 件数 |
|---|----|
| 商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可 | 0件 |
| 自ら営利企業を営むことの許可 | 0件 |
| 報酬を得て事業又は事務に従事することの許可 | 1件 |

VIII 職員の退職管理に関すること

本広域連合の職員は、地方自治法第252条の17の規定により、全て香川県内の構成市町から派遣されているため、職員の退職管理については、派遣元の市町で行われており、本広域連合では行っていません。

IX 職員の研修に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第39条）。

職員の研修（令和3年度）

| 区 分 | 修了者数 |
|-------|------|
| 職場研修 | 22 |
| 職場外研修 | 3 |

X 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第43条第1項）、具体的には、地方公務員等共済組合法によって、香川縣市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

このほか、職員は、（財）香川縣市町村職員互助会に加入しています。

福利厚生の状況（令和3年度）

| 区分 | 内容 |
|--------------|---|
| 職員の保健等に関すること | ○安全衛生管理体制の整備 ○職員健康診断 令和3年度決算額 12,798円 ・人間ドック 令和3年度受診者数 2人 ○ストレスチェック及び面接指導の実施 |
| 香川縣市町村職員共済組合 | ○短期給付 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○長期給付 退職共済年金、障害共済年金・一時金、遺族共済年金 ○福祉事業 保健事業（健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など）、宿泊事業（共済組合直営施設の利用助成）、貯金事業（普通貯金の受入れ）、貸付事業（普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など） |

| 区分 | 内容 |
|-----------------|---|
| 香川縣市町村 職員互助会 | <ul style="list-style-type: none"> ○会員掛金 1,000 円/月 ○市（町）負担金 令和3年度決算額 24,000 円 一人当たり 1,000 円/月 ○公費負担率 50% ○補助金対象事業 人間ドック助成、生涯生活設計支援事業など ○掛金のみで実施する事業 給付事業（入学祝金、死亡一時金など） |

2 公務災害補償

公務災害等の認定状況（令和3年度）

| 公務災害 | 通勤災害 | 計 |
|------|------|-----|
| 0 件 | 0 件 | 0 件 |

XI 公平委員会の業務に関すること

職員は、地方公務員法第46条に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により、適切な措置が執られるべきことを要求することができます。

また、地方公務員法第49条の2に基づき、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して、審査請求をすることができます。

公平委員会は、これらの要求や処分があったときは、事案を審査し、必要な場合は、勧告や指示をすることができます。

なお、本広域連合においては、公平委員会の業務を香川県人事委員会に委託しています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

| 要求の内容 | R 2 年 度 末 継 続 件 数 | R 3 年 度 内 要 求 件 数 | R 3 年 度 内 処 理 件 数 | R 3 年 度 末 継 続 件 数 |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 給 与 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 旅 費 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 勤 務 時 間 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 休 暇 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| そ の 他 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 計 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

| 請求の内容 | | R 2 年 度 末 継 続 件 数 | R 3 年 度 内 請 求 件 数 | R 3 年 度 内 処 理 件 数 | R 3 年 度 末 継 続 件 数 |
|------------------|-----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 分 限 処 分 | 降 給 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| | 降 任 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| | 休 職 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| | 免 職 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 懲 戒 処 分 | 戒 告 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| | 減 給 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| | 停 職 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| | 免 職 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| そ の 他 | | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 計 | | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |